

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 耕地課 管理係
不利益処分名	過料
根 拠 法 令	徳島市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第14条
連 絡 先	(電話 621-5013)
処 分 基 準	<p>次の行為をした者については、5万円以下の過料を科する。</p> <p>1 条例第3条に規定する行為をした者</p> <p>2 条例第4条第1項に規定する占用等の許可を得ずに、占用等の行為をした者</p> <p>3 条例第8条の規定により、次の各号の一に該当する者</p> <p>(1) 条例の規定又は条例に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) 条例第4条第2項による許可に付された条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)